

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月5日（火）午前8時58分から午前9時13分
- 2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」
- 3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（5名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（1名）

担当区域4	白戸	卓郎
-------	----	----

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第27号 農用地利用集積計画の決定について

議案第28号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

事務局主査 福士 貴子

7 会議の概要

事務局 ただいまより、9月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員5名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。5番の鈴木穰委員と7番の工藤浩司委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第２６号について説明いたします。

今月の農地法第３条の許可件数は、所有権移転が１件です。

３ページの所有権移転の整理番号２９番については、大袋地区の北端に位置する農地です。

これまで譲受人が、所有者である親族から苗代として借り受けていた農地ですが、今回取得の意向を申入れし、贈与を受けることとなったものです。

以上の案件は、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第２６号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、議案第２６号は原案のとおり決定することとします。

次の議案第２７号につきましては、９番白戸陽平委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

（９番白戸陽平委員 退席９：０５）

それでは議案第２７号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が４件、賃貸借権設定が２件です。

５ページの所有権移転の整理番号３３番については、大曲会館の北西約２３０ｍに位置する農地です。

譲受人の経営規模拡大により、売買するものです。

次に、整理番号３４番については、藤崎町にある授産施設玄輝門から南西に約２３０ｍの所に位置する農地です。

譲渡人の経営縮小と譲受人の経営規模拡大の意向から売買することと

なったものです。

次に、整理番号３５番については、豊蔭地区農業集落排水処理施設から東へ約２８０ｍに位置する農地です。

経営規模拡大を図る譲受人からの申し出により売買することとなったものです。

続いて、６ページをお開きください。

整理番号３６番については、和泉にある（株）ムツミテクニカから北に約１３０ｍの所に位置する農地です。

経営規模拡大を図る譲受人からの申し出により売買することとなったものです。

次に、７ページの賃貸借権設定の整理番号７４番については、田舎館の集会施設の北北東約２３０ｍに位置する農地です。

期間満了に伴う再設定です。

続いて、８ページの整理番号７５番は、農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

今回の件数はこちらの１件のみで、面積は１，０１１㎡です。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第２７号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、議案第２７号は原案のとおり決定することとします。

（９番白戸陽平委員 着席９：０９）

次に議案第２８号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。事務局から説明願います。

事務局 議案第２８号について、説明いたします。
今月の農地法第５条の許可申請は、１件です。
申請人は、黒石市の株式会社●●●●です。

申請地は、二津屋地区から県道五所川原黒石線を挟んだ北側に位置する農地です。

転用事由は、高田地区のほ場整備事業に伴う仮設事務所等を設置するため一時転用するものです。

なお、農地法施行規則によりますと、土地改良事業を行う者がその事業を行うため農地を一時転用する場合は、知事の許可は不要とされておりますが、今回の申請は、土地改良事業実施者である県ではなく、工事を請け負った業者が土地を選定し、一時転用するものであるため、申請手続が必要になったものです。

以上です。

会 長 次は、事前審査の結果報告を4番の中山静子委員よりお願いします。

事前審査委員（4番 中山静子委員）

事前審査の結果を報告します。

8月29日（火）に、菊地卓朗委員、福原義明委員と事務局職員と私の4名で現地を確認しました。

申請人は、・・・（中略）・・・、所見としましては、日照、排水、悪臭、騒音等のいずれも周辺への影響は問題ないものと見てまいりました。

以上です。

会 長 次は、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局 当該農地の農地区分は、「農用地区域内農地」に該当するものです。

農用地区域内農地は、原則として転用は不許可となっておりますが、今回の申請は一時転用であるため、不許可の例外に該当するものと思われるため、許可の見込みがあると判断いたします。

以上です。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第28号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、議案第28号は、許可相当と判断し、県知事へ申請書及び意見書を送付いたします。

以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。